

公用自動車（軽貨物電気自動車・4号車）リース契約業務 仕様書

公用自動車（軽貨物電気自動車・4号車）リース契約業務の仕様は、次のとおりです。

- 1 車種
電気自動車（軽貨物車）
- 2 台数
1台
- 3 リース期間
令和8年12月1日から令和16年11月30日までの96か月
- 4 入札書に記載すべき金額
リース期間96か月間のリース料の総額（消費税等相当額を除いた額）を記載すること。
- 5 車両の管理及び保守
受注者は常時正常な作動状態を保持し、十分に機能が働くよう納入車を維持管理するとともに、各種の点検を行ったときは、速やかに発注者に報告するものとする。また、発注者は善良な管理者の注意義務をもって車両を管理するものとする。
- 6 車両の詳細な仕様及び装備等
別紙1「公用自動車（軽貨物電気自動車）詳細仕様」のとおり
- 7 特記事項
 - (1) 納車時に、リース車両の装備・機能・作動状況について、担当者の確認を受けること。
 - (2) この仕様書に記載されていない事項であっても、リース車両の使用について必要な事項は発注者と協議のうえ対応するものとする。
 - (3) リース料は月ごとに支払うものとし、受注者は毎月分のリース料を遅滞なく発注者に請求し、発注者は請求書を受領した日から起算して30日以内に支払うものとする。
 - (4) 本件契約は契約書の作成を要する。また契約書の様式及び契約内容は別紙2「公用自動車賃貸借契約書（見本）」を基本とし、契約締結前に必要に応じて発注者受注者協議により調整するものとする。

公用自動車(軽貨物電気自動車)詳細仕様

1 調達車両の種別

下表のとおり。

車種	電気自動車(軽貨物車)
サイズ	全長 3,395mm 以下・全幅 1,475mm 以下・全高 1,900mm 以下
原動機	交流同期電動機
ステアリング形式	パワーステアリング
一充電走行距離 (WLTC モード)	250km 以上
車体色	特別塗装色
乗車定員	4 人
想定走行距離	約 500Km/月

2 装備及び付属品

- (1) エアコン
- (2) 全席フロアマット
- (3) パワーウインドウ
- (4) AEB(歩行者・先行車等対応式衝突被害軽減ブレーキ)
- (5) インダッシュ型テレビチューナーレス AM/FM ラジオ付カーナビゲーション(国産メーカー品)
- (6) バックカメラ
- (7) ドライブレコーダー(国産メーカー品)及び記録用外部メディア(SD カード等)
※2つのカメラにより前後が撮影でき、SD カード等の外部メディアに記録する方式のもの
※外部メディアのデータ保存容量は128GB 程度とする
- (8) 車体ラッピング 左右クォーターパネル部分に、末尾記載《イメージ1》のとおり表示する
- (9) AC 外部給電器(AC100V/最大 1500W)
※上記装備及び付属品のうち(1)～(4)はメーカー純正品とする。
※車両の充電ケーブルは要しない。

3 諸経費

次の費用は、受注者の負担とする。

- (1) 自動車税
- (2) 自動車重量税

- (3) 自賠償保険料
- (4) リサイクル料
- (5) 登録に係る諸費用

4 受注者が実施するべきメンテナンス

受注者は、次に掲げるメンテナンスを実施し、費用は受注者の負担とする。

- (1) 継続検査(車検)
- (2) 法定点検及び6か月に1回以上のスケジュール点検
- (3) 一般整備・故障修理
- (4) 一般消耗品の交換
- (5) オイル等油脂類の交換
- (6) バッテリーの必要個数の交換(バッテリー液を含む。)
ただし、動力バッテリーの交換回数は最大でメーカー保証の範囲内とする
- (7) エアコン・クーラーの修理(ガス補充を含む。)
- (8) タイヤの必要本数の交換
ただし、冬用タイヤへの交換は要しない
- (9) パンク修理

5 受注者が実施するメンテナンスにおける留意事項

- (1) 点検・整備等を実施する場所は、地方運輸局長から指定自動車整備事業の指定を受けた工場のうち、受注者が指定する工場(吹田市内又は吹田市近隣の市区内に所在するものに限る。)とする。
- (2) 実施すべき点検・整備等が軽微なものである場合には、受注者の指定する整備士を発注者の指定する場所に派遣し、実施することができる。
- (3) メンテナンス実施時には代車の提供を要しないものとする。
- (4) 拠点外での故障に対応できるようにロードサービス等に加入すること。

6 その他

半導体の供給不足等、受注者の責めに帰することができない事由により納車が遅延した場合は、受注者は、遅延損害金を請求しないものとし、また、必要に応じてリース期間を変更する契約変更を行うものとする。

《イメージ 1》 ※ロゴは発注者から受注者に電子データで提供する



【ロゴ】



吹田市
SUITA CITY

公用自動車賃貸借契約書（見本）

吹田市（以下「発注者」という。）と●●（以下「受注者」という。）とは、公用電気自動車（軽貨物車）の賃貸借に関し次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（総則）

第1条 受注者は、発注者に対し、別紙仕様書記載の条件を満たす物件（以下「リース物件」という。）を発注者の使用に供するものとして賃貸し、発注者はこれを借り受けるものとする。

2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、発注者受注者協議して定める。

（賃貸借期間）

第2条 賃貸借期間は、令和8年（2026年）12月1日から令和16年（2034年）11月30日までとする。

（賃貸借料）

第3条 前条の賃貸借期間中におけるリース物件の賃貸借料は、次のとおりとする。

- 総額 ●円（うち消費税及び地方消費税の額●円）
- 月額 ●円（うち消費税及び地方消費税の額●円）
- 年度ごとの金額
 - 令和8年度 ●●円（うち消費税及び地方消費税の額●円）
 - 令和9年度から令和15年度までの各年度 ●円（うち消費税及び地方消費税の額●円）
 - 令和16年度 ●円（うち消費税及び地方消費税の額●円）

（賃貸借料の請求及び支払）

第4条 受注者は、当該月分の賃貸借料の支払を遅滞なく発注者に請求するものとする。

2 発注者は、当該月分の賃貸借料を、前項の受注者からの適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に支払わなければならない。

（契約保証金）

第5条 ※※吹田市財務規則に基づき、必要に応じて徴収する旨を記載します※※

（権利義務の譲渡等）

第6条 本契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止及び誓約書等の提出)

第7条 受注者は、原則として賃貸借契約を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

- 2 受注者は、前項の規定により再委託の承諾を得ようとするときは、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容並びに再委託先に対する履行状況の管理及び監督の方法等を明確にした書面により、申請しなければならない。
- 3 前項の規定による申請を受けた発注者は、その承諾の可否を書面により受注者に通知しなければならない。なお、承諾をしない場合は、当該承諾をしない理由を具体的に記載するものとする。
- 4 再委託の承諾を得た受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、本業務に係る再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 5 受注者は、再委託先に対して、その履行状況を管理及び監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。
- 6 受注者は、再委託先が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を徴取し、発注者に提出しなければならない。ただし、その再委託先との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 7 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第18条の3各号に該当する者を再委託先としてはならない。
- 8 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第18条の3各号に該当する者を再委託先としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 9 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

(業務内容の変更等)

第8条 発注者は、必要がある場合には賃貸借契約の内容を変更し、又は賃貸借契約を一時中止することができる。この場合において、賃貸借料又は賃貸借期間を変更する必要があるときは、発注者受注者協議して書面によりこれを定める。

(公租公課の変動)

第9条 賃貸借期間中、受注者が負担する当該リース物件に係る自動車税等に著しい変動があった場合は、変動額の負担について発注者受注者協議することができる。

(リース物件の引渡し)

第10条 リース物件の引渡しは、発注者受注者協議の上定める。なお、引渡しに要する費用は受注者の負担とする。

(善管注意業務)

第11条 発注者は、リース物件を善良な管理者の注意義務をもって管理、運行しなければならない。

(点検・整備等の実施及び費用負担)

第12条 受注者はリース物件について、賃貸借期間中、次の各号に掲げる点検・整備等を適時に迅速かつ的確に行うものとする。

(1) 継続検査(車検)

(2) 法定点検及び6か月に1回以上のスケジュール点検

(3) 一般整備・故障修理

(4) 一般消耗品の交換

(5) オイル等油脂類の交換

(6) バッテリー必要個数の交換(バッテリー液を含む。)

(7) エアコン・クーラーの修理(ガス補充を含む。)

(8) タイヤの必要本数の交換

(9) パンク修理

2 受注者はリース物件について、次の各号に掲げる納税・支払等を適時に行うものとする。

(1) 自動車税の納税

(2) 環境性能割の納税

(3) 自動車重量税の納税

(4) 自動車損害賠償責任保険への加入

(5) リサイクル料金の支払

(6) 登録に関する諸費用の負担

3 第2項の点検・整備等は、受注者において、受注者が指定する整備事業者に依頼し、実施するものとする。ただし、緊急の場合には、発注者は受注者に連絡の上、必要な点検・整備等を第三者に依頼して実施することができる。

4 第1項及び第2項の実施に係る費用(第1項第1号にあっては法定交換部品代を含む。)は受注者の負担とする。ただし、発注者が受注者の承認なく行った点検・整備等の費用に

については、発注者がこれを負担する。

(自動車任意保険)

第13条 発注者はリース物件について、賃貸借期間中継続して、自動車保険に別途加入するものとする。

(点検・整備等を実施する場所、車両の引取り・引渡し)

第14条 点検・整備等を実施する場所は、地方運輸局長から指定自動車整備事業の指定を受けた工場のうち、受注者が指定する工場（吹田市内又は吹田市近隣の市区内に所在するものに限る。）とする。ただし、実施すべき点検・整備等が軽微なものである場合には、受注者の指定する整備士を発注者の指定する場所に派遣し、実施することができる。

2 点検・整備等の際の車両の引取り・引渡し場所は、発注者の指定する場所とする。

(事故時の報告)

第15条 発注者は、リース物件に事故が発生した場合は、速やかに受注者に連絡するものとする。

(事故時の責任)

第16条 リース物件の運行管理に起因する第三者への損害については、発注者の責任において解決するものとする。ただし、受注者は必要に応じ、発注者に助力して解決にあたるものとする。

(損害賠償)

第17条 発注者又は受注者は、自己の責めに帰すべき理由により相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における損害額は発注者受注者協議して定めるものとする。

(発注者の解除権)

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第18条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、

直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第19条の規定によらないで契約解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令)を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第18条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者をいう。)又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第7条第1項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号に規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第18条の4 発注者は、業務が完了するまでの間は、第18条、第18条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

(受注者の解除権)

第19条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議の上、契約を解除することができる。

- (1) 第8条の規定により賃貸借契約の内容を変更したため頭書の賃貸借料が3分の2以上減少したとき。

(2) 発注者が契約に違反し、その違反によって賃貸借契約を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第20条 受注者が、この契約に関して、第18条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、賃貸借料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第18条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金)

第21条 発注者が第18条、第18条の2又は第18条の3の規定に基づき契約を解除した場合においては、受注者は、賃貸借料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の場合において、契約保証金が納付されているときは、発注者は当該保証金をもって違約金に充当することができる。

(違約金等の控除)

第22条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は賃貸借料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

(秘密の保持)

第23条 受注者及びその従業員（第7条第2項の規定により再委託の承諾を得た場合にあっては、その受託者及び下請負人並びにその従業員を含む。以下同じ。）は、この契約の履行上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 受注者及びその従業員は、この契約が終了した後においても、前項の義務を負担しなければならない。

(補則)

第24条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については発注者受注者協議して定める。

本契約の締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 吹田市
代表者 吹田市長 後藤 圭二

受注者 ●●